

【表紙】

| | |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年11月21日 |
| 【会社名】 | 株式会社プラザクリエイイト |
| 【英訳名】 | PLAZA CREATE CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 大島 康広 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区晴海一丁目8番10号 |
| 【電話番号】 | 03(3532)8800(代) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 大橋 正信 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区晴海一丁目8番10号 |
| 【電話番号】 | 03(3532)8800(代) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 大橋 正信 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 481,600,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|----------------------------------------------------------------------|
| 普通株式 | 800,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 本有価証券届出書提出日である平成25年11月21日開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり（以下「本自己株式の処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 800,000株 | 481,600,000 | - |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計（総発行株式） | 800,000株 | 481,600,000 | - |

- (注) 1. 自己株式処分の方法により第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本に組み入れられません。

(2)【募集の条件】

| 発行価格（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金（円） | 払込期日 |
|---------|----------|--------|----------------------------------|----------|----------------------------------|
| 596 | - | 100株 | 平成25年12月9日（月）から 平成26年2月27日（木） | - | 平成26年2月28日（金）から 平成26年3月31日（月） |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
2. 発行価格は本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本に組み入れられません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格（会社法上の払込金額）の総額を払い込むものとします。
5. 下記「手取金の使途」に記載のとおり、当社は、上記自己株式（800,000株。以下「本自己株式」といいます。）の処分による手取金（以下「本件手取金」といいます。）のすべてを、新たに設立予定の合併会社に対する出資に充当する予定ですが、本自己株式の処分に先立ち、割当予定先との合併会社に係る事業計画の策定、割当予定先による合併会社の設立、及び当該合併会社に当社資産の一部を移転するための合併会社との会社分割契約の締結等を実施することを予定しております。これらの準備及び手続きには一定の期間を要することが予想されるため、当社は、かかる期間を勘案し、一連の準備及び手続きの目処が立つ平成26年2月27日までを申込期間として設定し、上記会社分割が効力を発生する直前まで（遅くとも同年3月31日まで）を払込期日として設定いたしました。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------|------------------|
| 株式会社プラザクリエイト 経理部 | 東京都中央区晴海一丁目8番10号 |

(4)【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|-----------------|
| 株式会社みずほ銀行 市ヶ谷支店 | 東京都千代田区五番町2番地23 |

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 481,600,000 | 5,000,000 | 476,600,000 |

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは、本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは、本自己株式処分に係る諸費用の概算であります。
2. 発行諸費用に含まれる主なものは、弁護士費用、フィナンシャル・アドバイザー費用等であり、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額は、ピスタプリント・ジャパン株式会社(設立予定の会社で、以下「VPJ」といいます。)に対する出資のために使用される予定です。

当社は、本有価証券届出書提出日付で開催された取締役会において、Vistaprint Distribution B.V.(以下「VDBV」といいます。)を割当予定先として、自己株式の処分を決議するとともに、VDBVとの間で、以下の2つの契約を締結しております。

本自己株式の処分に関する当事者間の権利義務及び前提条件等を規定する[平成25年11月21日/本有価証券届出書提出日]付Capital Alliance Agreement(以下「資本提携契約書」といいます。)

VDBVと当社が、日本において合併を組成するにあたっての資産及び資金等をVPJに提供する等の権利義務、並びに合併会社の運営を規定する[平成25年11月21日/本有価証券届出書提出日]付Joint Venture Agreement(以下「合併契約書」といいます。)

合併契約書に基づき、VPJは、当初、NASDAQ上場企業であるVistaprint N.V.(以下「ピスタプリント」といいます。)の完全子会社であるVDBVの完全子会社として設立される予定です。VPJの主たる事業内容としては、日本において、写真の印刷、製本商品、デジタル商品、マーケティング資料、関連プロモーション商品その他の商品を用いることで、スタンダード化と同時に個々の顧客のニーズに応じた商品をマスカスタマイゼーションして提供することを予定しております。当社は、VPJの議決権の49%を保有し、VPJを通じて日本国内におけるデジタルプリントサービスを拡充していく予定です。

両契約に基づき、当社は、上記差引手取概算額(金476,600,000円)のすべてを、平成26年2月末頃に予定されているVPJに対する出資に充当することを予定しております。かかる出資金額は、VPJの取締役会で決定する事業計画に従って、同社の設立、事業の立ち上げ、合併の運営に必要な資金(具体的には、従業員の雇用・研修、印刷機器等の設備投資、技術改良・開発、その他運営・管理に関連する費用等)に充てられる予定です。また、具体的な資金の割振り及び支出時期は、今後、VPJの事業計画及び合併事業の立ち上げ・運営の進行具合に応じて決められ、平成26年3月以降、順次支出される予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

| | |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称 | Vistaprint Distribution B.V. (ビスタプリント・ディストリビューション・ビー・ブイ) |
| 本店の所在地 | Hudsonweg 8, 5928 LW Venlo, The Netherlands (オランダ王国 5928 LWフェンロー市 フゾン通り8) 日本国内における事務所について該当事項はありません。 |
| 代表者の役職及び氏名 | 業務執行取締役 ローレンス・ゴールド |
| 資本金 | 1ユーロ |
| 事業の内容 | 持株会社 |
| 主たる出資者及びその出資比率 | Vistaprint N.V. (ビスタプリント・エヌ・ブイ) 100% |

b. 提出者と割当予定先との間の関係

| | |
|------|-------------|
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術関係 | 該当事項はありません。 |
| 取引関係 | 該当事項はありません。 |

c. 割当予定先の選定理由

< 本自己株式の処分の目的及び理由 >

当社グループは、写真プリントチェーンの運営、その直営店舗の経営とフランチャイズ展開、並びにWebサイトの運営によるデジタルプリントサービスの提供等を営む「イメージング事業」を主業務とし、スマートフォン等の携帯端末等を販売する「モバイル事業」とともに事業展開を行っております。平成26年3月期においては、昨今の経済情勢に対応すべく、構造改革の一環として不採算店舗の閉鎖や業務の効率化に取り組むとともに、店舗の収益力の強化に努めてまいりました。

このような中、当社は、イメージング事業の店舗で販売するプリント関連商材の拡充、デジタルプリントサービスのより一層の発展を企図し、抜本的な戦略を模索しておりましたところ、平成25年5月頃、当社に対してNASDAQ上場企業であるビスタプリントからの資本提携及び業務提携に関する提案がありました。

その提案とは、当社が保有する自己株式をVDBVに割当てること、当社のDigiPri事業(オンライン写真プリント事業)などの営業資産をVPJに移転させるとともに、により獲得した資金を当社がVPJに出資し、その株式の49%を保有することで合併会社化した上で、VPJを通じて日本向けデジタルプリントサービスを拡充していくことなどを内容とするものです。

当社は、かかる提案を慎重に検討したところ、ビスタプリント・グループは、その技術開発力や豊富なサービスメニューでグローバルに事業展開し、小事業者及び家庭向けにプロフェッショナルなマーケティング製品・サービスをオンラインで提供する世界的な企業グループであり、当社の既存店舗を活用し、その豊富で魅力的な製品・サービスを提供することにより、当社の売上・利益向上に大きく資することが期待できること、ビスタプリント・グループは、日本においてはオンラインでのプリントデジタルサービスを行うのみで、印刷製品に関する一連の工程もオーストラリアの製造施設で行っており、合併会社化したVPJが日本国内に製造施設を設立すること等により、相互にWin-Winの関係を構築できると考えられること等の理由から、イメージング事業の抜本的な改善を進めたいと考える当社の戦略と合致するものと判断いたしました。

そこで、当社は、今般、本有価証券届出書提出日付で開催された取締役会において、VDBVとの間の資本提携契約書、及び合併契約書を締結すること、資本提携契約書に基づき、VDBVを割当先として第三者割当の方法により

本自己株式の処分を行うこと、並びに上記の履行を条件としてV P Jに対する営業資産の移転及び出資を行うことを決議いたしました。

V P Jの取締役会は、3名又は5名(うち当社指名の取締役は1名又は2名)の取締役で構成され、合併会社化後の当初の代表取締役会長は、ビスタプリントのCEOであるロバート・キーン氏、代表取締役社長は、当社の代表取締役社長である大島康広となる予定です。また、当社は、V P Jの49%を保有する予定であるため、V P Jは当社の持分法適用関連会社となる予定です。

本自己株式の処分は、このような戦略の中で、V D B Vが当社の保有する自己株式を引き受けることにより、戦略的な連携を強めることを企図して行われるものです。

<割当予定先を選定した理由>

上記のとおり、ビスタプリント・グループは、その技術開発力や豊富なサービスメニューでグローバルに事業展開し、小事業者及び家庭向けにプロフェッショナルなマーケティング製品・サービスをオンラインで提供する世界的な企業グループであり、当社の既存店舗を活用し、その豊富で魅力的な製品・サービスを提供することにより、当社の売上・利益向上に大きく資することが期待できること、ビスタプリント・グループは、日本においてはオンラインでのプリントデジタルサービスを行うのみで、印刷製品に関する一連の工程もオーストラリアの製造施設で行っており、合併会社化したV P Jが日本国内に製造施設を設立すること等により、相互にWin - Winの関係を構築できると考えられること等の理由から、当社の本自己株式の処分先として、ビスタプリント・グループのV D B Vを割当予定先と選定いたしました。

V D B Vの親会社であるビスタプリントはNASDAQ上場企業であり、その業績等は四半期ベースの監査を受け米国において開示されているところ、その保有する現預金は現行事業年度第1四半期終了時点たる平成25(2013)年9月30日時点において連結ベースで64百万米ドルであることから、本件第三者割当についても十分な資金を保有しているものと考えております。

割当先のV D B Vは、ビスタプリントが100%出資する完全子会社で、日本事業における持株会社としての役割を担い、ビスタプリントの意思の下、本自己株式に対する払込みを行うほか、当社と合併で設立予定のV P Jの51%の株式についても出資する予定です。また、本自己株式の処分により、V D B Vは、当社の総議決権数に対する議決割合にして17.35%を保有する第2順位の当社の大株主となりますが、V D B Vは当社との業務提携の一環として当社の株式を保有する方針であり、また、現時点において資本提携契約書又は合併契約書においては当社の経営を不合理に拘束する約定は存在しないので、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

V D B Vに割り当てる株式の総数は800,000株であります。

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるV D B Vとは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、V D B Vは、当社との業務提携の一環として当社の株式を保有する方針であるとのことです。

なお、当社は、割当予定先より、本自己株式の処分日より2年間において、本自己株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、本自己株式の払込みを受けるまでに確約書を締結する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有していることを確認するため、ビスタプリントがV D B Vによる払込みまでにV D B Vに払込みを行うことが十分に可能である資金を出資する旨の出資証明書を受領しております。

また、当社は、割当予定先であるV D B Vの親会社であるビスタプリントが米国Securities and Exchange Commissionにおいて提出している最終事業年度である2013(平成25)年6月期の年次報告書(Form 10-K)に記載の財務諸表等について確認した結果、ビスタプリントが本自己株式の払込みに十分な財産を有していることについて確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本自己株式の処分価額総額の払込に要する金額を有しているものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、ビスタプリントの代表者や割当予定先(VDBV)の代表者(業務執行取締役 ローレンス・ゴールド氏)と面談等を実施した上で、VDBVから当該割当予定先の役員又は株主が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社においても、ビスタプリントが米国Securities and Exchange Commissionに提出している年次報告書(Form 10-K)の閲覧等を実施し、当社の把握する限りにおいて、VDBVが反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行の合理性

本自己株式の処分価額につきましては、割当予定先であるVDBVとの協議の結果、1株当たり602円といたしました。かかる処分価額は、東京証券取引所JASDAQ市場における本自己株式処分に係る取締役会決議日及び本有価証券届出書提出日(平成25年11月21日)の終値となります。

なお、本自己株式の処分価額については、当該営業日までの1か月間の終値平均566円に対するプレミアム率は6.36%、当該営業日までの3か月間の終値平均540円に対するプレミアム率は11.44%、当該営業日までの6か月間の終値平均513円に対するプレミアム率は17.34%となっております。

また、当該処分価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、かかる指針に照らして有利発行に該当しないものと判断しております。

以上のことから本自己株式の処分価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役全員(社外監査役1名を含む。)は、処分価格が上記のとおり、当該営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間のいずれの終値平均よりも上回っていること、当該営業日の終値であることから、本自己株式の処分条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を相当とする旨の意見を述べております。

(2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると診断した根拠

第三者割当により処分される本自己株式は800,000株であり、これは平成25年9月30日現在の当社発行済株式総数4,612,086株に対し17.35%(平成25年9月30日現在の当社議決権個数38,099個に、本件割当により生じる8,000個の議決権を加えた46,099個の議決権に対し17.35%)に相当します。したがって、本自己株式の処分は、既存株主様の持株比率は変わりませんが、議決権比率及び1株当たりの純資産額を低下させる一定の希薄化を伴います。

しかしながら、前述のとおり、本自己株式の処分は、当社との業務提携の一環として行われるものであり、当社の今後の事業戦略上も非常に有効なものと考えられます。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成23年3月期 38.45円、平成24年3月期 287.39円、平成25年3月期46.53円と、直前期においてプラスに回復したばかりです。調達した資金をVDBVとの資本提携及び事業提携のために投下し、今後のプリントサービスの成長に向けた先行投資とすることは今後の1株当たり当期純利益の改善のためにも有効と考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%) | 割当後の所有 株式数 (千株) | 割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%) |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------|-----------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------|
| (株)中部写真 | 東京都目黒区三田1-4-3-3002 | 1,868 | 49.03 | 1,868 | 40.52 |
| Vistaprint Distribution B.V. | Hudsonweg 8, 5928 LW Venlo , The Netherlands | - | - | 800 | 17.35 |
| 富士フイルム(株) | 東京都港区西麻布2-26-30 | 753 | 19.76 | 753 | 16.33 |
| (株)みずほ銀行 (常任代理人 資産管理 サービス信託銀行(株)) | 東京都千代田区内幸町1-1-5 (東京都中央区晴海1-8-12) | 190 | 4.99 | 190 | 4.12 |
| 大島 康広 | 東京都目黒区 | 58 | 1.52 | 58 | 1.26 |
| プラザクリエイト従業員 持株会 | 東京都中央区晴海1-8-10 | 58 | 1.52 | 58 | 1.26 |
| (株)浅沼商会 | 東京都中央区日本橋1-2-8 | 27 | 0.71 | 27 | 0.59 |
| 松田産業(株) | 東京都新宿区西新宿1-26-2 | 26 | 0.68 | 26 | 0.56 |
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内1-6-6 | 26 | 0.68 | 26 | 0.56 |
| 中津紙工(株) | 岐阜県中津川市津島町3-24 | 20 | 0.52 | 20 | 0.43 |
| 楽天証券(株) | 東京都品川区東品川4-12-3 | 18 | 0.47 | 18 | 0.39 |
| 計 | - | 3,047 | 80.00 | 3,847 | 83.45 |

(注) 1. 平成25年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日現在の発行済株式総数及び議決権数に、1社に割当てる予定の本自己株式800,000株(議決権数8,000個)を加えて算出しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の平成25年3月期有価証券報告書（第26期）及び第2四半期報告書（第27期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。即ち、まず、当社は、本件手取金をV P Jへの出資に充当し、V P Jの事業に参画する予定ですが、当初のV P Jの事業規模は10億円程度の資金を前提とするため当社全体の経営規模に比して小さく、当社の財政状況、経営成績等への影響は小さいものと予想いたしております。

また、本件自己株式の処分については、資本提携契約書における前提条件等が存在するため、実際に払込みがなされない可能性があります。もっとも、この場合には、V P Jへの出資も行われないため、結果として、当社の財政状況、経営成績、その他キャッシュフローに対する影響は小さいものと予想しております。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である平成25年3月期有価証券報告書（第26期）の提出日（平成25年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年7月1日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成25年6月27日の定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成25年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- (1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額38,619,640円
- (2) 効力発生日
平成25年6月28日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、大島康広、村瀬伸行、池田孝行及び大橋正信を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、林公一を選任する。

第4号議案 資本金の額減少の件

- (1) 減少する資本金の額
資本金10億17百万円のうち9億17百万円を減少する。
- (2) 資本金の額の減少の方法
減少する資本金の額9億17百万円の全額をその他資本剰余金に振り替える。
- (3) 効力発生日
平成25年7月29日（予定）

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|--------------------|--------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 32,694 | 29 | - | (注)1 | 可決(99.91%) |
| 第2号議案 取締役4名選任の件 | | | | | |
| 大島 康広 | 32,647 | 76 | - | (注)2 | 可決(99.77%) |
| 村瀬 伸行 | 32,623 | 100 | - | (注)2 | 可決(99.69%) |
| 池田 孝行 | 32,623 | 100 | - | (注)2 | 可決(99.69%) |
| 大橋 正信 | 32,622 | 101 | - | (注)2 | 可決(99.69%) |
| 第3号議案 監査役1名選任の件 | | | | | |
| 林 公一 | 32,693 | 30 | - | (注)2 | 可決(99.91%) |
| 第4号議案 資本金の額減少の件 | 32,615 | 99 | 9 | (注)3 | 可決(99.67%) |

- (注)1. 第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成25年11月7日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年5月10日

(2) 当該決議事象の内容

「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社グループが保有している店舗資産の一部を減損損失として計上することにいたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成25年3月期連結決算において、減損損失1億48百万円を特別損失に計上することにいたしました。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|----------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第26期) | 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 | 平成25年6月28日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第27期 第2四半期) | 自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日 | 平成25年11月13日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月7日

株式会社プラザクリエイト
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 田 良 洋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 井 勇 治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社プラザクリエイトの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社プラザクリエイト及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月27日

株式会社ブラザクリエイト

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 田 良 洋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 井 勇 治

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブラザクリエイトの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブラザクリエイト及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年5月17日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催の定時株主総会に、資本金の額減少について付議することを決議し、同株主総会にて承認可決されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社プラザクリエイトの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社プラザクリエイトが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月27日

株式会社ブラザクリエイト

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 田 良 洋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 井 勇 治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブラザクリエイトの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブラザクリエイトの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年5月17日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催の定時株主総会に、資本金の額減少について付議することを決議し、同株主総会にて承認可決されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。